平成27年(2015年)3月6日
滋賀県流域治水政策室

滋賀県流域治水条例第29条に基づく水害リスクに関する情報の提供の方法

● 滋賀県流域治水条例で宅地建物取引時に提供を求めている水害リスク情報は、以下の4種類となります。

① 「地先の安全度マップ」最大浸水深図　200年確率

② 「地先の安全度マップ」最大浸水深図　100年確率

③ 「地先の安全度マップ」最大浸水深図　10年確率

④ 浸水想定区域図

● 上記4種類の情報は、滋賀県が運営するウェブサイト「滋賀県防災情報マップ」により公開しています。

1 「滋賀県防災情報マップ」（下記URL）にアクセスしてください。

http://shiga-bousai.jp/dmap/

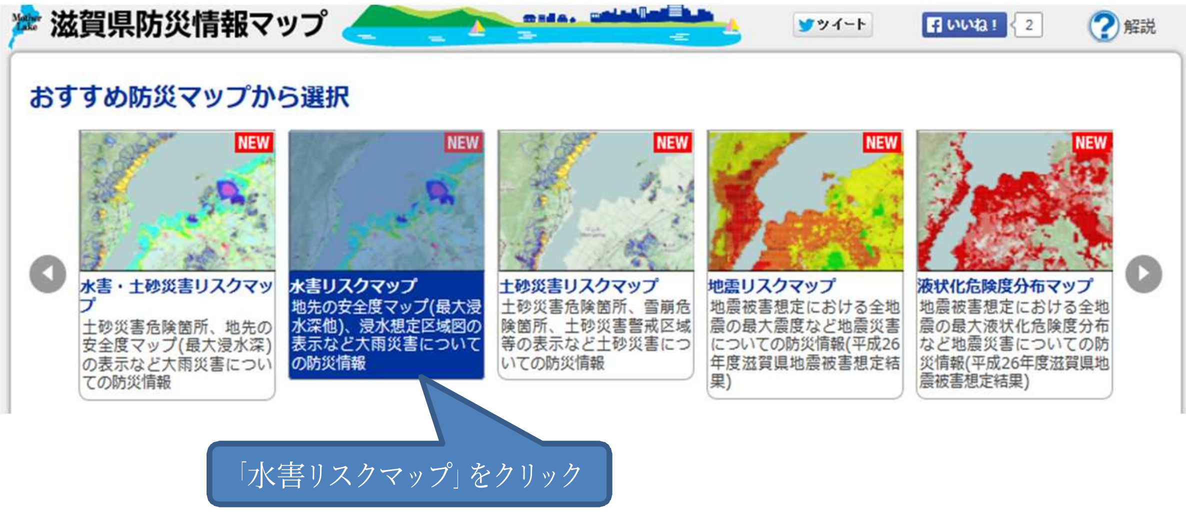
バーコード読取機能のあるスマートフォン、携帯電話は、左のバーコードからもアクセスできます。

※　データ量が多いため、定額プランをご利用されていない場合は、通信料にご注意ください。

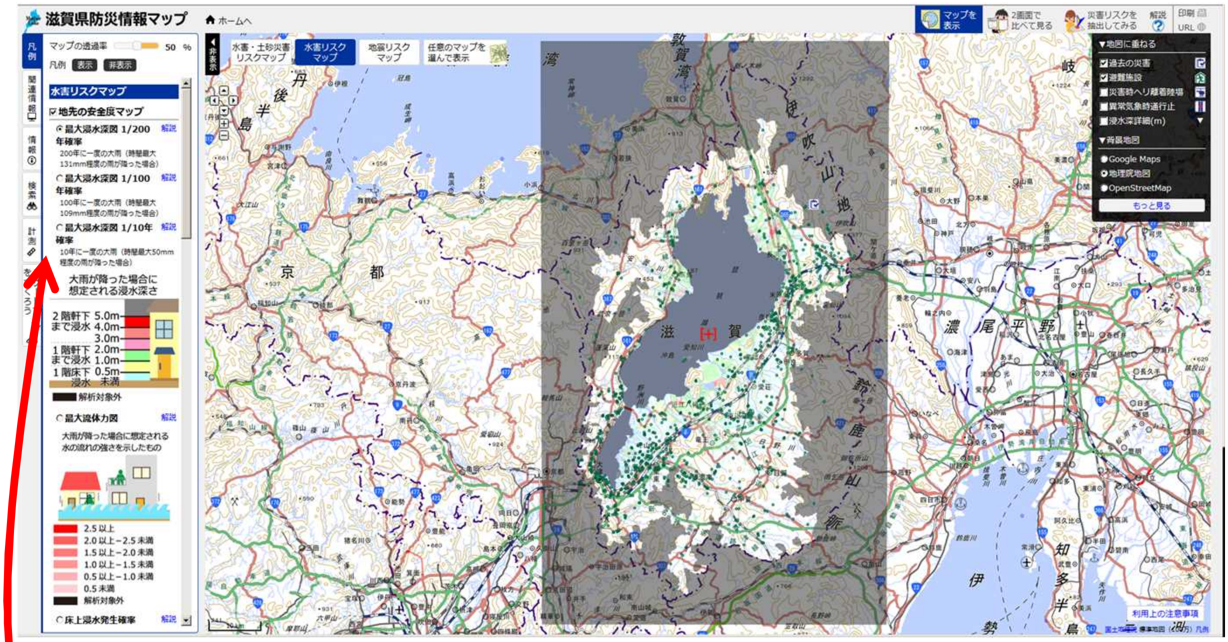
2 下図のページが表示されます。



3 「水害リスクマップ」を選択してください。



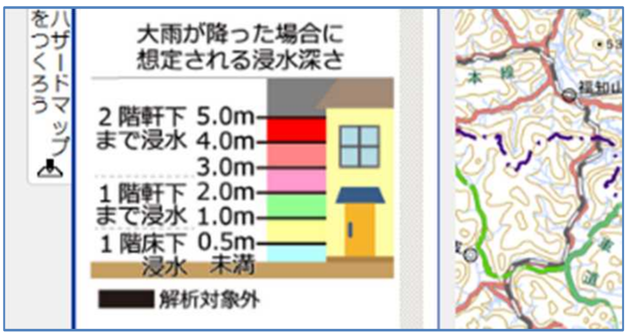
4 下図のページが表示されます。



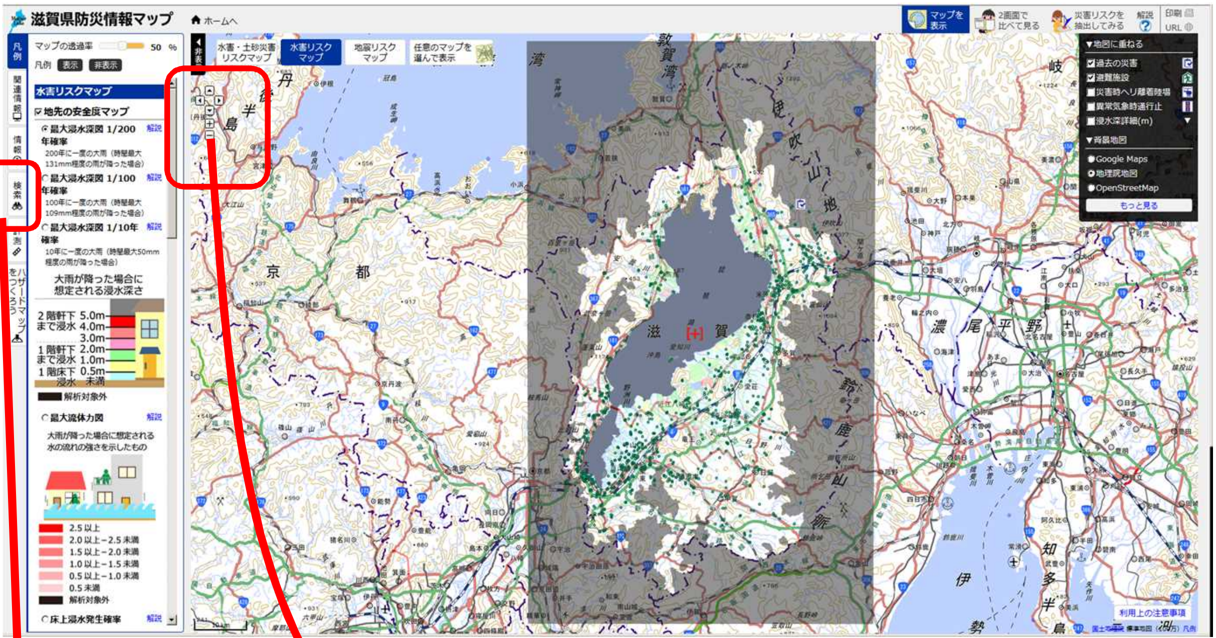
● この段階では、「地先の安全度マップ」最大浸水深図　200年確率が表示されています。

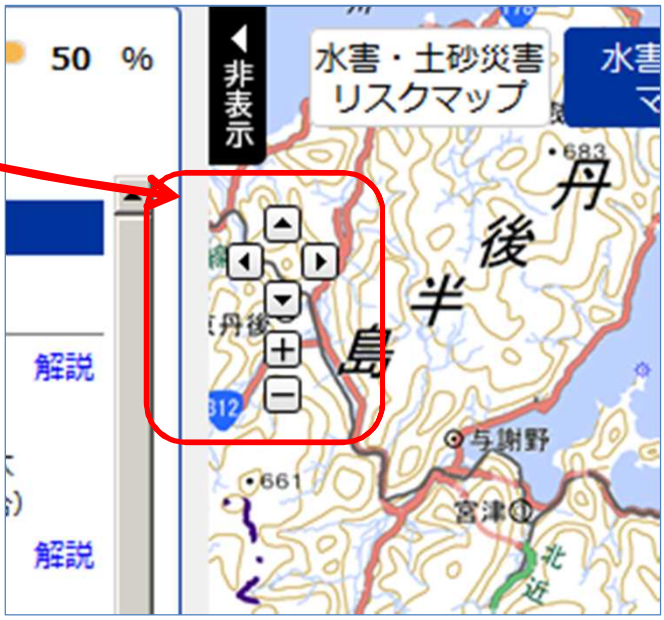


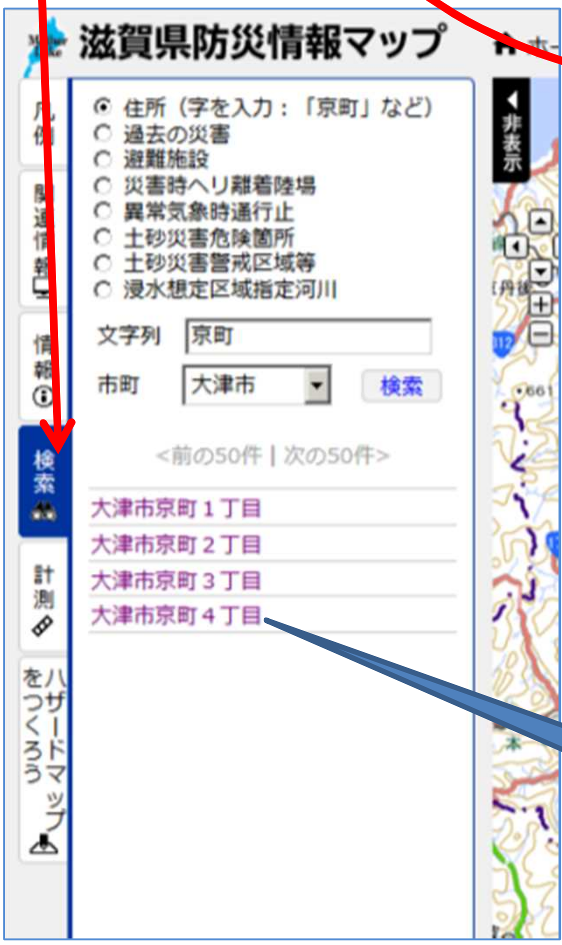
● 画面左側に、表示されているリスク図の種類と凡例が表示されています。



5 地図左上の「＋」「－」「▲▼」を操作して、見たい場所を拡大してください。



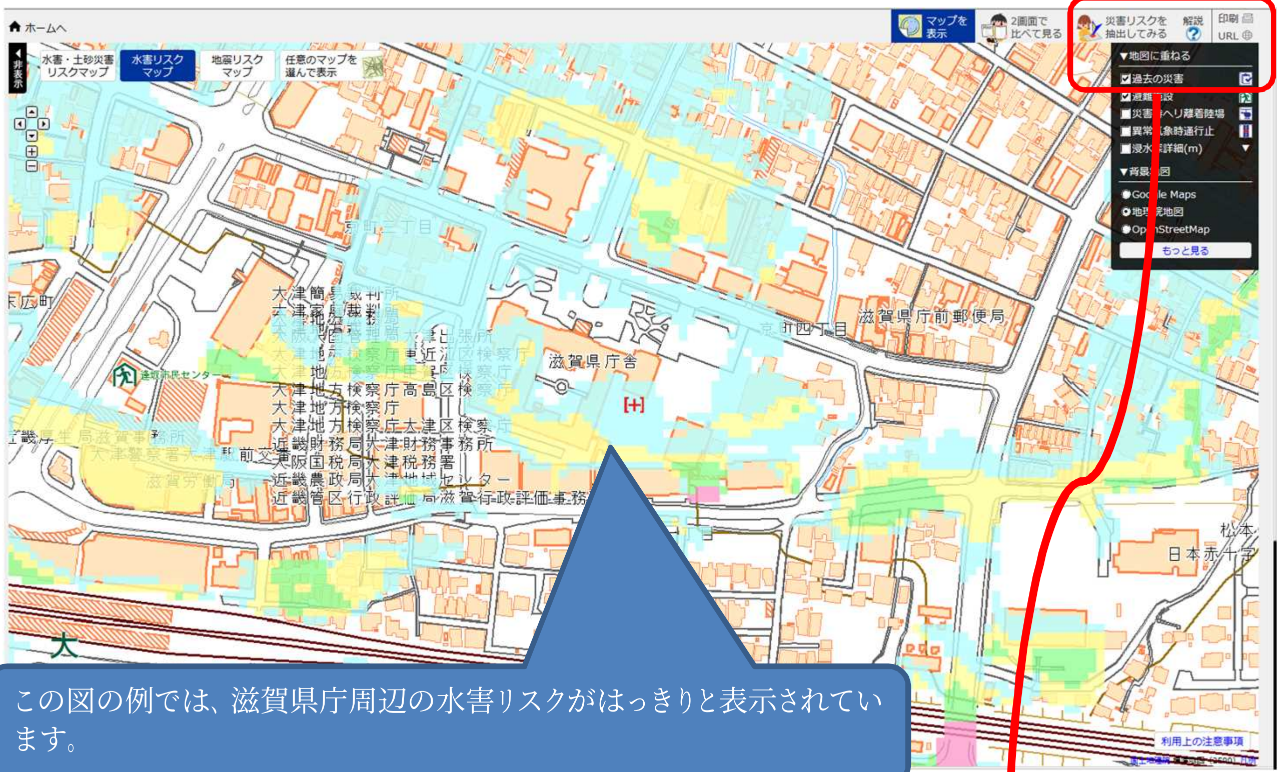




● 「検索」タブから字名を入力し、検索することもできます。

検索し表示された住所をクリックすると、その場所が拡大表示されます。

6 宅地建物取引の対象となる物件のリスクがはっきりわかる分かるまで拡大表示してください。

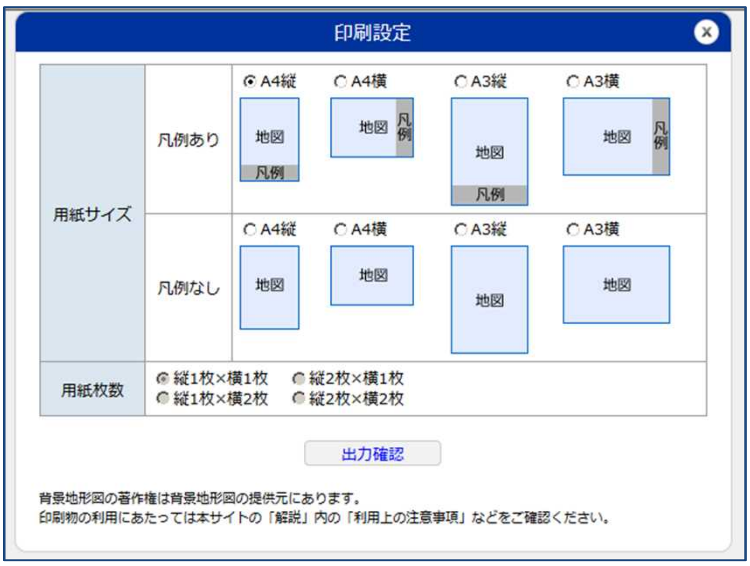


この図の例では、滋賀県庁周辺の水害リスクがはっきりと表示されています。

7 画面右上の「印刷」ボタンをクリックしてください。

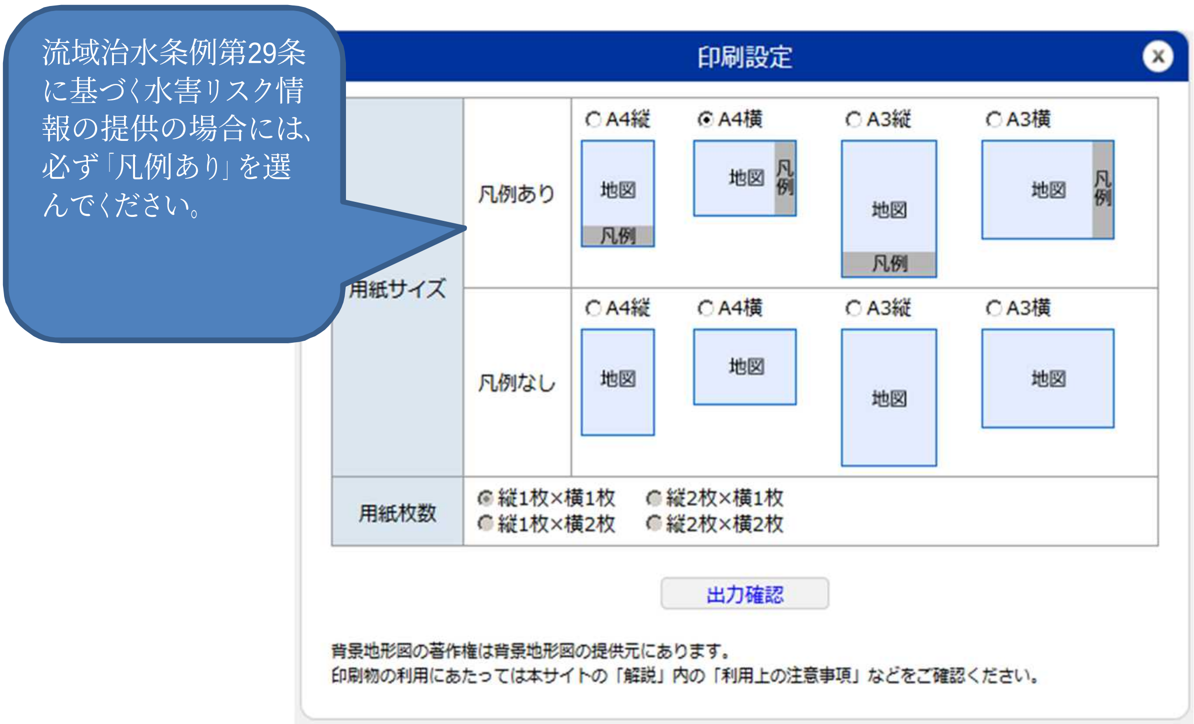


8 印刷設定画面が表示されます。



インターネットエクスプローラー(I.E.)をお使いの場合は、I.E.9以上のバージョンを使用してください(I.E.11推奨)。I.E.8では、印刷方法によっては正しく出力されない場合があります。

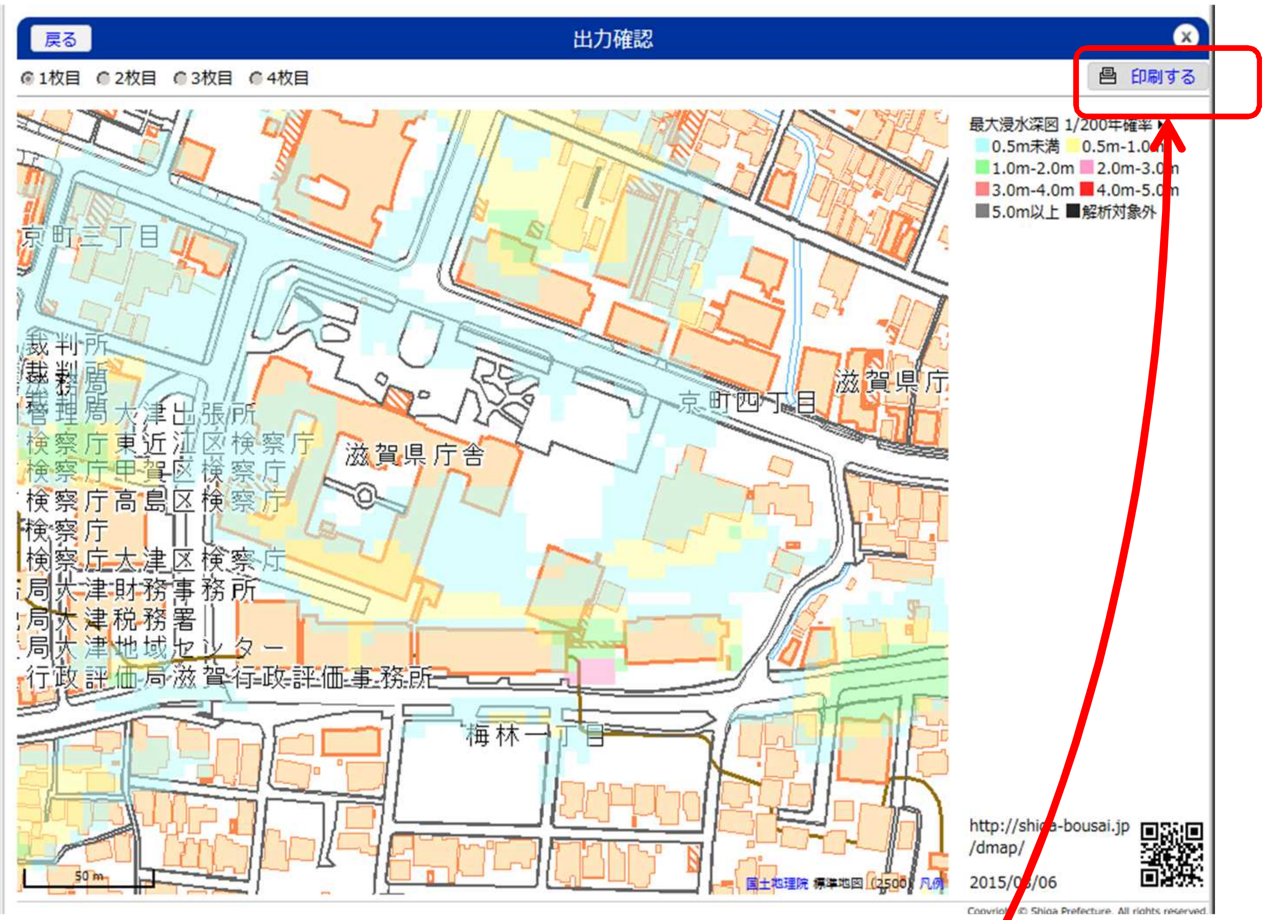
9 「凡例あり」の中から、出力したい用紙と向きを選択してください。



10 「出力確認」ボタンをクリックしてください。



11 必要な部分が表示されているか確認してください。



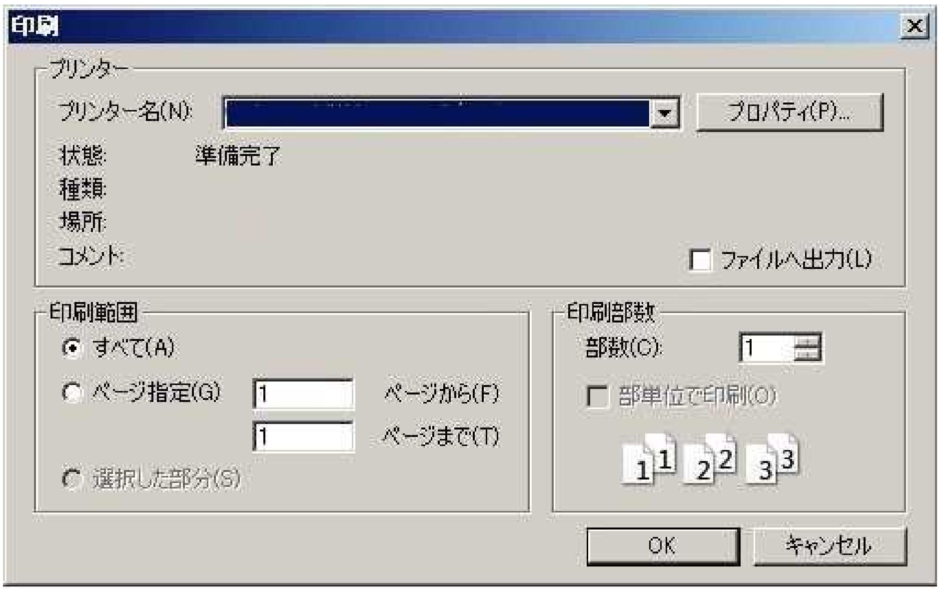
12 「印刷する」ボタンをクリックしてください。



13 下図のメッセージが表示されるので「OK」をクリックしてください。



14 印刷メッセージが表示されるので、プロパティからプリンターの用紙設定を、「印刷設定」（手順9）で選択した用紙設定とあわせてください。



● プリンターの用紙設定の方法については、お使いのプリンターの取扱説明書等をご覧ください。

15 「OK」ボタンにより印刷してください。

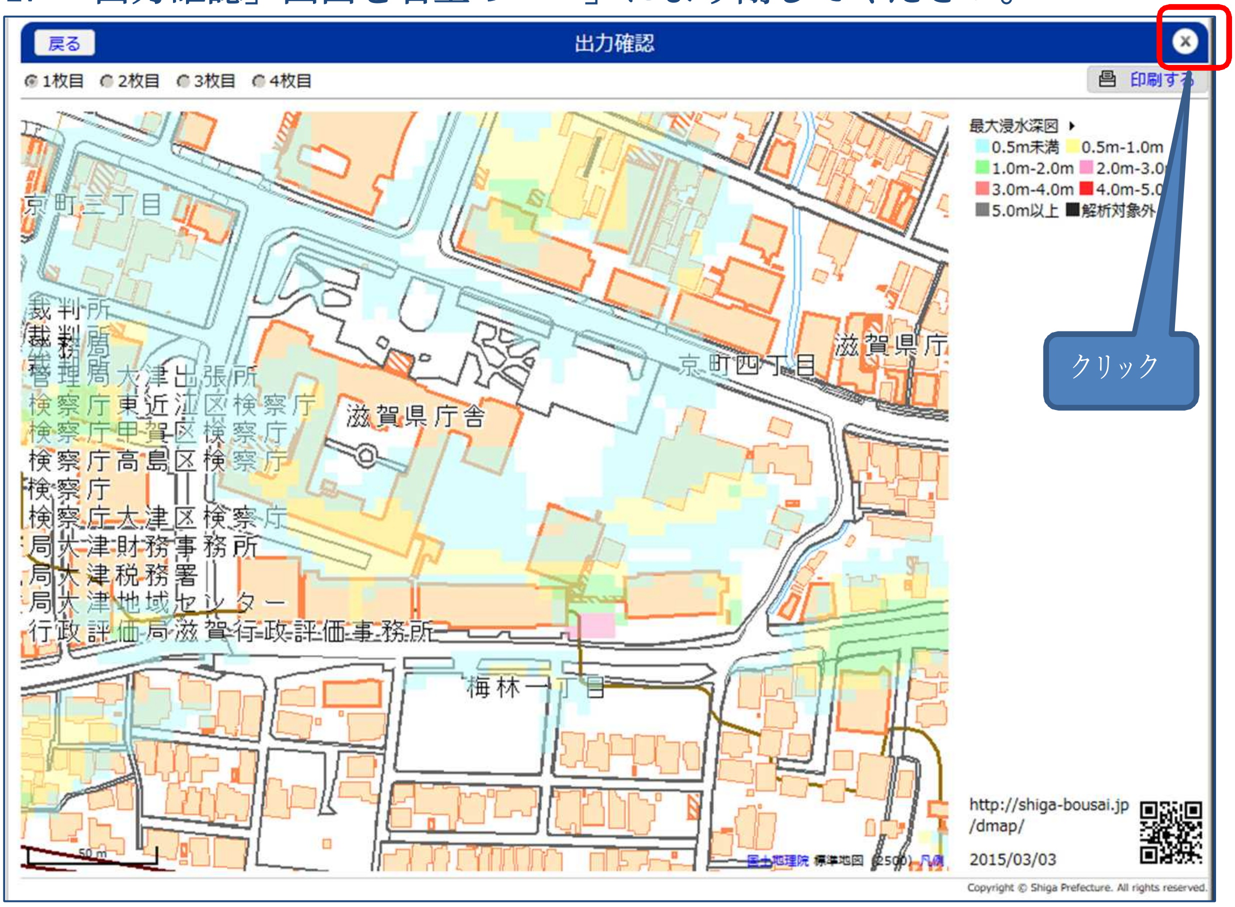
印刷中は下のメッセージが表示されます。



16 『「地先の安全度マップ」最大浸水深図200年確率』が印刷できました。



17 「出力確認」画面を右上の「×」により閉じてください。



18 画面左側の「凡例」タグで、「最大浸水深図1/200年確率」から「最大浸水深図1/100年確率」に切り替えてください。



19 画面右上の「印刷」ボタンをクリックし、7～16までの手順を繰り返して『「地先の安全度マップ」最大浸水深図100年確率』を印刷してください。



20 『「地先の安全度マップ」最大浸水深図10年確率』も同様に印刷してください。

● 次は浸水想定区域図を印刷します。

21 画面左側の「凡例」タグで、「地先の安全度マップ」のチェックを外してください。



22 「凡例」タグをスクロールし、浸水想定区域図を選択してください。



- 浸水想定区域図は、河川が氾濫した時のリスクを表現したものです。

- 宅地建物取引の対象となる物件の近くにある河川の浸水想定区域図を選択してください。
  湖岸に近ければ琵琶湖浸水想定区域図を選択してください。

- 「地先の安全度マップ」と「浸水想定区域図」の違いについては、【補足１】をご覧ください。

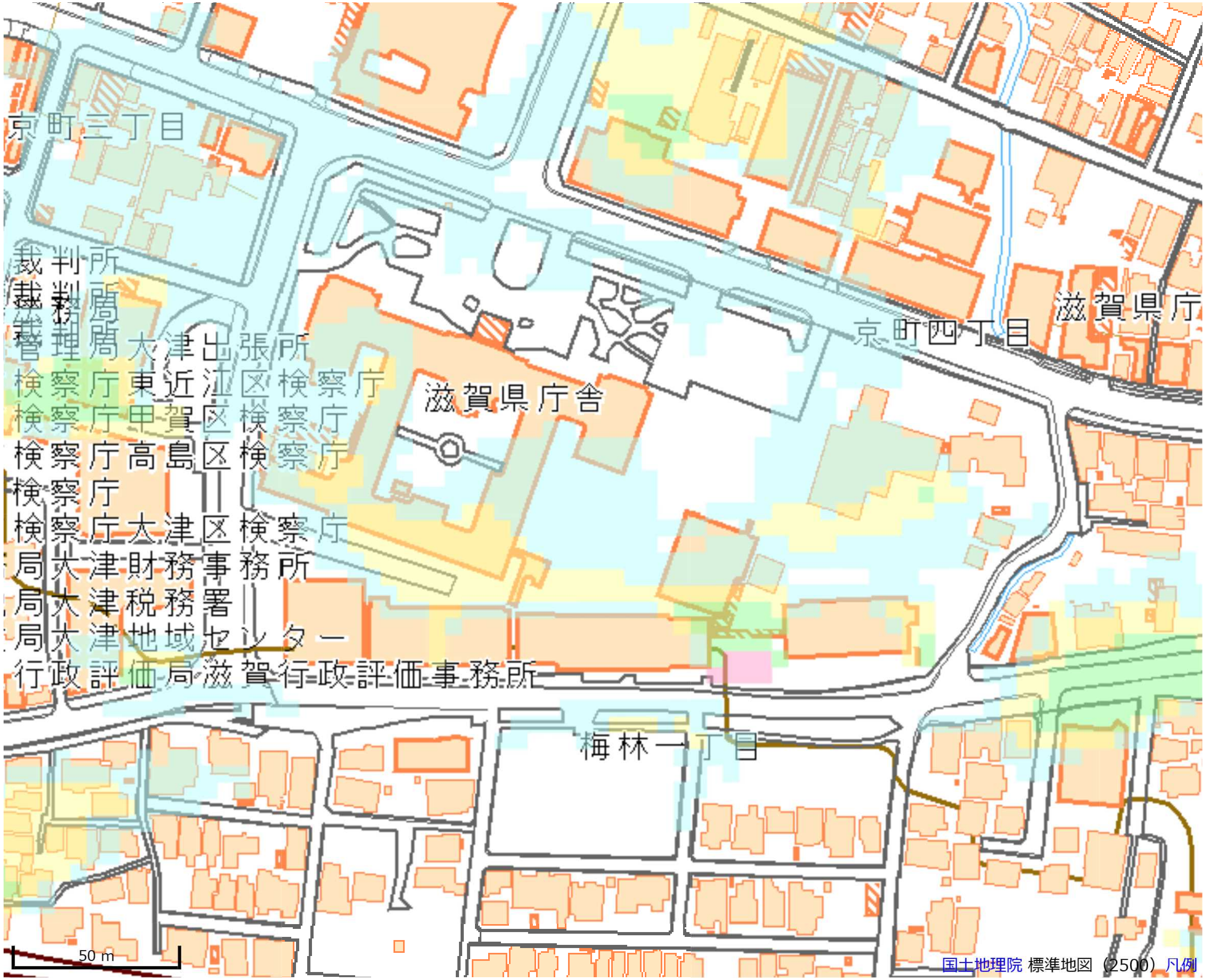
- どの河川の浸水想定区域図を選択してよいか分からない場合は、「災害リスクを抽出してみる」機能により確認してください。
  【補足２】

22 宅地建物取引の対象となる物件の浸水想定区域図について、7～16までの手順により印刷してください。

23 印刷した4種類の水害リスク情報を、重要事項説明書の添付文書として、取引の相手方に提供してください。

● 水害リスク情報について相手方がより詳しい情報を求めた場合は、以下の連絡先をご案内ください。

滋賀県土木交通部流域政策局流域治水政策室
〒520-8577 滋賀県大津市京町四丁目1-1
電話 077-528-4291 FAX 077-528-4904

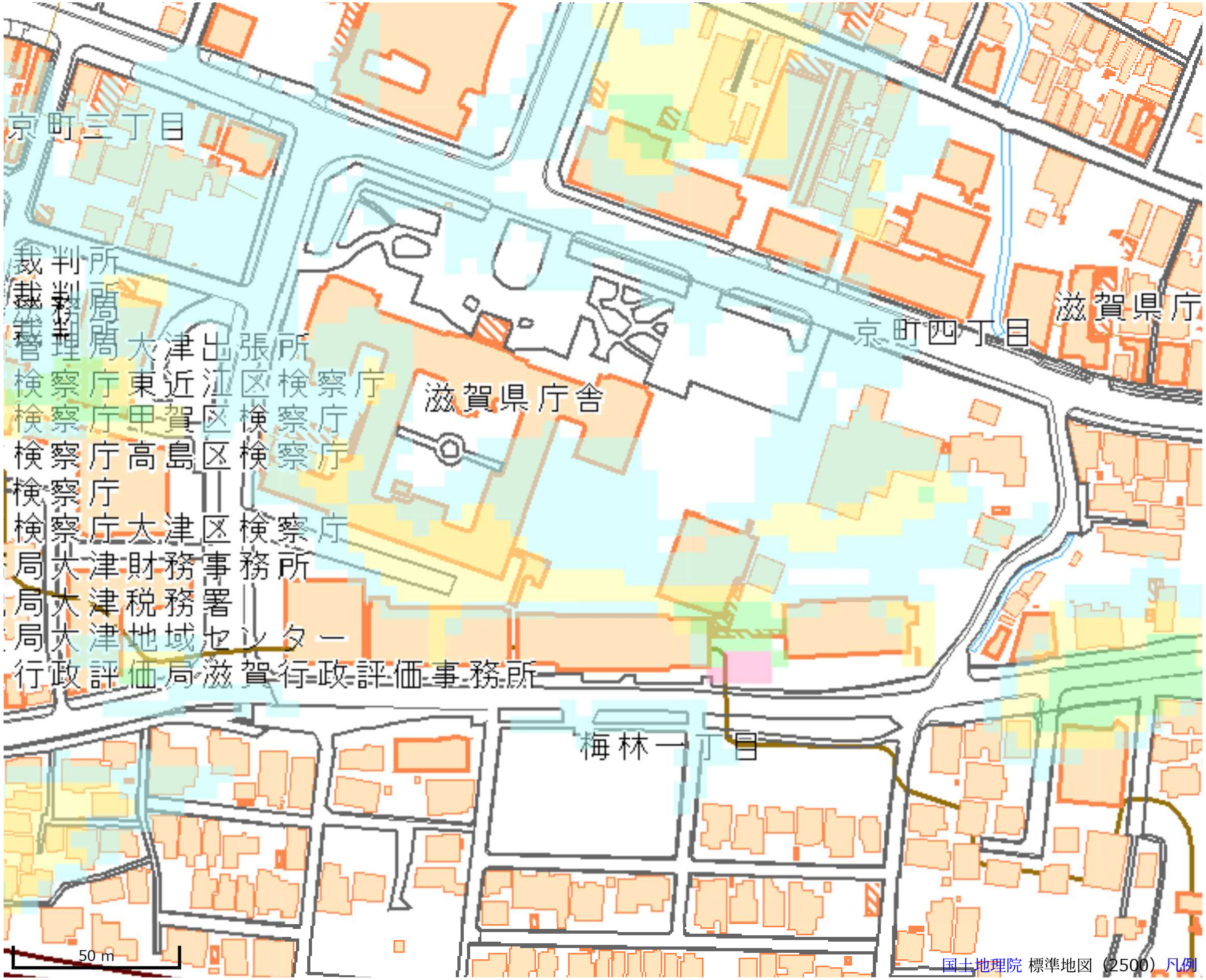


最大浸水深図 1/200年確率 ▶

- 0.5m未満
- 0.5m-1.0m
- 1.0m-2.0m
- 2.0m-3.0m
- 3.0m-4.0m
- 4.0m-5.0m
- 5.0m以上
- 解析対象外

http://shiga-bousai.jp/dmap/

2015/03/06

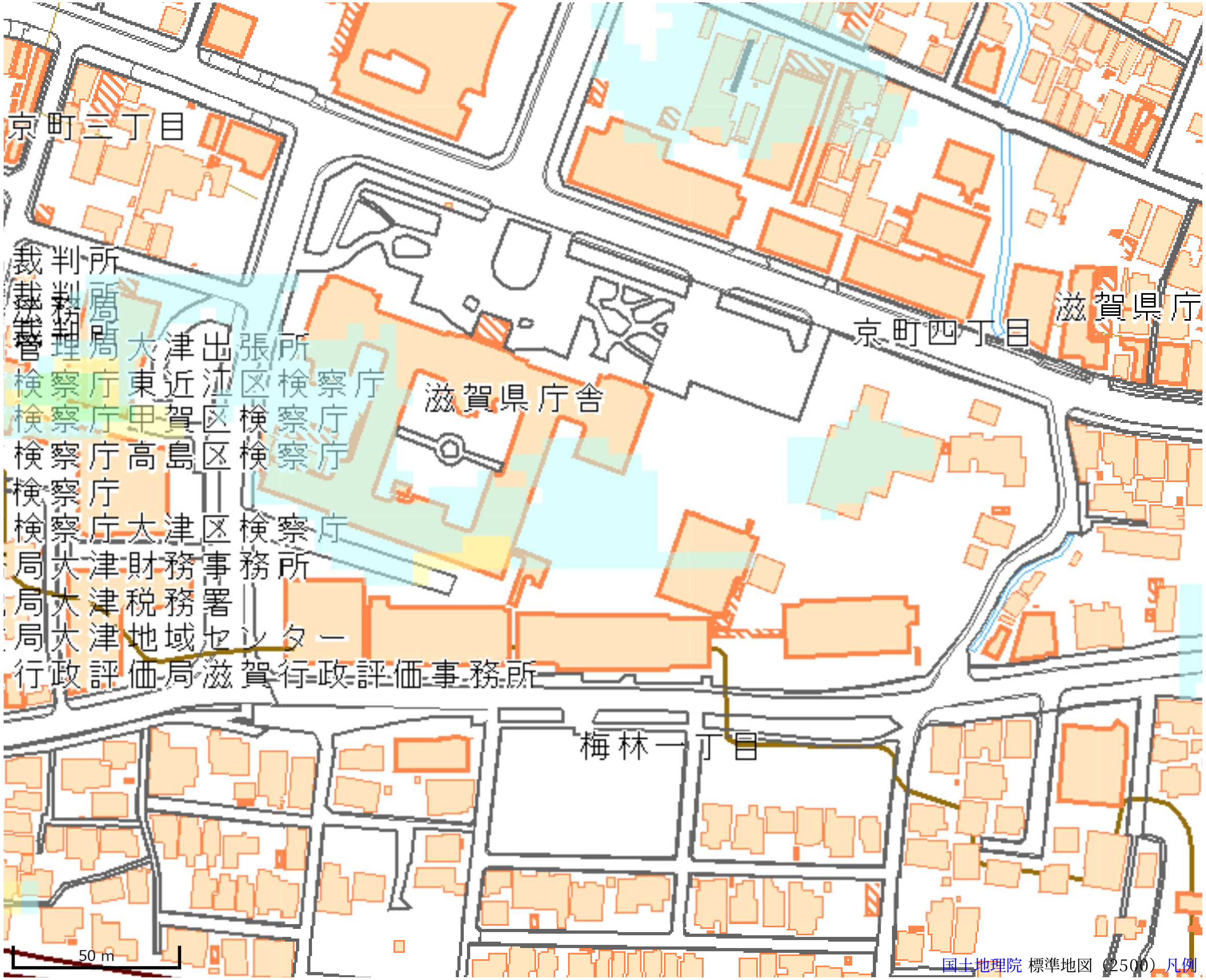


最大浸水深図 1/100年確率

- 0.5m未満
- 0.5m-1.0m
- 1.0m-2.0m
- 2.0m-3.0m
- 3.0m-4.0m
- 4.0m-5.0m
- 5.0m以上
- 解析対象外

http://shiga-bousai.jp/dmap/

2015/03/06

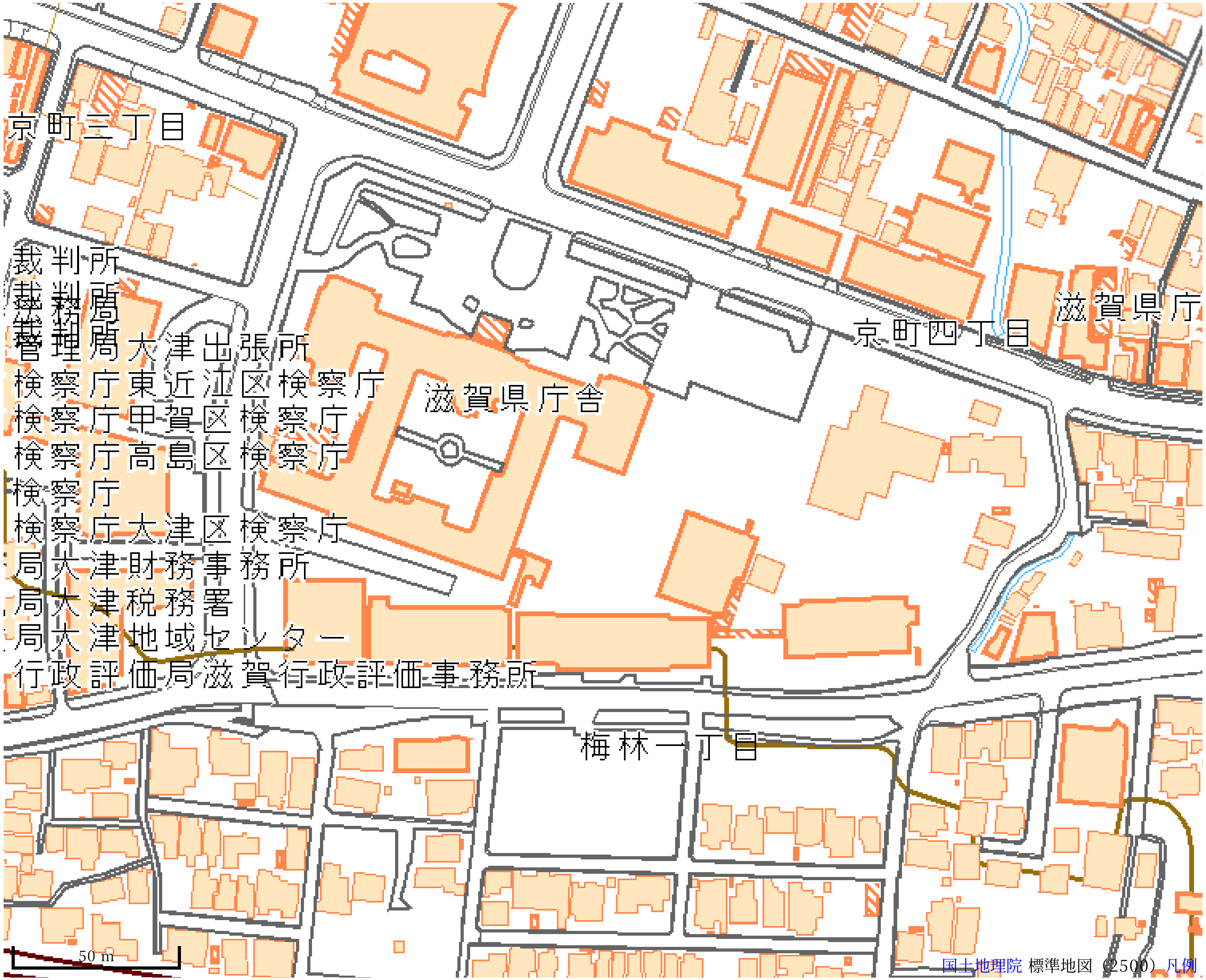


最大浸水深図 1/10年確率

- 0.5m未満
- 0.5m-1.0m
- 1.0m-2.0m
- 2.0m-3.0m
- 3.0m-4.0m
- 4.0m-5.0m
- 5.0m以上
- 解析対象外

http://shiga-bousai.jp/dmap/

2015/03/06



琵琶湖 浸水想定区域図 ▶

- 0.5m未満
- 0.5m-1.0m
- 1.0m-2.0m
- 2.0m-5.0m
- 5.0m以上

http://shiga-bousai.jp/dmap/

2015/03/06

【補足１】地先の安全度マップと浸水想定区域図について

● 滋賀県における水害は、3つの段階があります。

① 大雨直後

身近な河川などから水があふれ出し、小規模な浸水被害が発生するおそれがあります。

② 大雨後

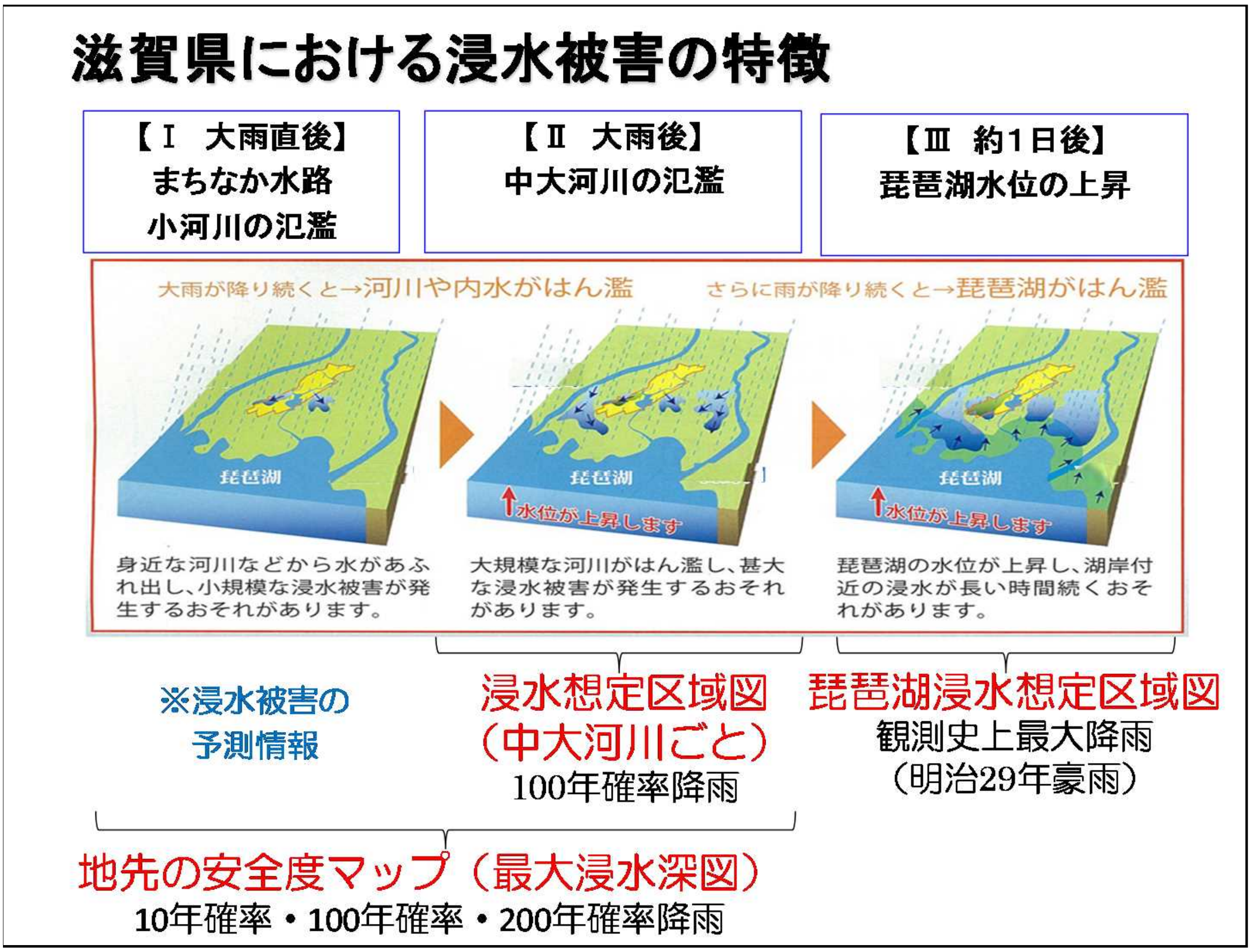
流域に降った雨が流れ込み、大規模な河川がはん濫し、甚大な浸水被害が発生するおそれがあります。

③ 約1日後

琵琶湖の水位が上昇し、湖岸付近の浸水が長い時間続くおそれがあります。

● よって、ある場所の水害リスクを把握するためには、上記の３段階のリスクを確認することが大切です。

● 【浸水想定区域図】では、「②大雨後（中大河川の氾濫）」のみを明示することが一般的ですが、さらに滋賀県は日本で唯一、「①大雨直後（水路・小河川の氾濫）」と「②大雨後（中大河川の氾濫）」の両方を含めた【地先の安全度マップ】を作成、公表しています。



- 以下の4種類の情報を宅地建物取引時に提供することにより、滋賀県における浸水被害の特徴である3段階の水害リスクについて知らずに住み始めることを防ぐことができます。

  ① 「地先の安全度マップ」最大浸水深図　200年確率

  ② 「地先の安全度マップ」最大浸水深図　100年確率

  ③ 「地先の安全度マップ」最大浸水深図　10年確率

  ④ 浸水想定区域図

- 「地先の安全度マップ」や「浸水想定区域図」は、地域の水害リスクをお知らせするため、一定の計算条件に基づいて算出した浸水深などを情報提供するものです。
- 計算条件以上の大雨による氾濫や解析条件で考慮できなかった事項の影響により、公表している浸水深などについて、より大きな被害が発生する場合や、異なる浸水深となる場合があります。
- 解析条件の違いにより「浸水想定区域図」と「地先の安全度マップ」では浸水範囲や浸水深に違いがある場合があります。両方とも発生する可能性がある浸水被害であることを念頭に、水害への備えを考慮してください。

【補足２】「災害リスクを抽出してみる」機能について

● 「滋賀県防災情報マップ」には、ある地点の災害リスクをまとめて表示・確認できる機能があります。

1 画面右上「災害リスクを抽出してみる」をクリックしてください。



2 災害リスクを確認したい地点をクリックしてください。



3 画面左側の「凡例」タグに、矢印が刺さった地点の災害リスクが画面左側に表示されます。



- この例では「地先の安全度マップ」最大浸水深図200年確率では浸水深0.5-1.0m未満、推定震度分布では震度6のように、各リスクが数値で表示されます。

- チェックを入れることにより、マップとして表示することもできます。

- 全ての災害リスクについて、宅地建物取引時に相手方に提供することが法令により求められているわけではありませんが、災害リスクを知ることは安全な住まい方の第一歩です。
  積極的にご活用いただきますようお願いします。